

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	建築士法第十条の規定に基づく参考人に対する費用弁償支給条例	公 布 日	昭和25年9月28日	
条例番号	昭和25年三重県条例第47号	直近改正日	昭和60年12月27日	
所管部局課	県土整備部建築開発課	電話番号	059-224-2752	
条例の概要	建築士法第10条第6項及び建築士法施行令第5条第2号の規定により、2級・木造建築士に対する懲戒処分等に係る聴聞において意見聴取するために参考人に出頭を求めた場合の費用弁償に関して必要な事項を定めるものである。	条例の類型	委任型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	参考人からの意見聴取は、果が公正かつ公平な懲戒処分を行うためのものであり、参考人が出頭するのに要した費用を弁償する必要があるため、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	果が公正かつ公平な懲戒処分を行うに当たり参考人から意見聴取するため出頭を求めるものであり、その求めに応じて出頭した参考人が出頭するために要した費用は、建築士法第10条第6項の規定により、都道府県知事が支給することが義務付けられているため、今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	建築士法施行令第5条第2号により、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	建築士法第10条第6項及び建築士法施行令第5条第2号	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	出頭した参考人に対する費用弁償の支給について、必要な事項を定めており、整合が図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	出頭した参考人に対する費用弁償の額、支給方法について定めており、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	出頭した参考人に限っているが、参考人が出頭に要した費用を弁償する必要がある。	
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条例の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要性はないと考えるが、題名及び条項の字句の修正が必要である。		無	無